

# 埼玉県畜産クラスター強化対策施設整備事業実施要綱

平成27年 4月28日決裁

平成28年 4月28日一部改正

平成28年12月26日一部改正

## (趣旨)

### 第1

- 1 埼玉県畜産クラスター強化対策施設整備事業（以下、「本事業」という。）は、畜産・酪農の収益力・生産基盤を強化し、国際競争力の強化を力強く、集中的に進めるため、畜産農家を始めとする関係者が連携する畜産クラスターの仕組みの活用等により、生産コストの削減、規模拡大、外部支援組織の活用、優良な乳用後継牛の確保、和牛主体の肉用子牛の生産拡大等、地域一体となって行う取組を支援する。
- 2 なお、本事業の実施にあたっては、国の畜産競争力強化対策整備事業実施要綱（平成27年2月3日付け26生畜第1672号農林水産事務次官依命通知）、畜産競争力強化対策整備事業実施要領（平成27年2月3日付け26生畜第1673号農林水産省生産局長通知）又は、畜産・酪農収益力強化総合対策基金等事業実施要綱（平成28年1月20日付け27生畜第1574号農林水産事務次官依命通知）、畜産・酪農収益力強化総合対策基金等事業実施要領（平成28年1月20日付け27生畜第1621号農林水産省生産局長通知）並びに、公益社団法人中央畜産会畜産・酪農収益力強化総合対策基金等事業基金管理業務方法書（平成28年3月17日付け27年度発中畜第1401号）に定めるもののほか、この要綱に定めるところによる。

## (定義)

第2 本事業における用語については、以下のとおりとする。

### 1 畜産クラスター協議会

地域の関係者が連携し、地域一体となって畜産の収益性の向上を図るため、畜産を営む者、地方公共団体、外部組織（コントラクター、TMRセンター、キャトルステーション等）、畜産関連事業者（乳業者、食肉加工業者等）、農業者が組織する団体及びその他の関係者等が参画する協議会であって、知事が別に定める要件を満たすものをいう。

### 2 畜産クラスター計画

畜産クラスター協議会で定めた地域が一体となって畜産の収益性の向上を図るための計画であって、知事（複数の都道府県に係る地域における計画にあつては、それぞれの都道府県知事）により、知事が別に定める基準を全て満たすものとして認定されたもの（既に認定を受けた畜産クラスター計画を改正し、当該改正に係る都道府県知事の認定を受けたものを含む。以下「認定計画」という。）をいう。

### 3 中心的な経営体

畜産クラスター計画を実現するために、畜産クラスター協議会が定める次の全ての要件を満たす畜産を営む者又は飼料生産組織をいう。

- (1) 自らの経営における収益力向上に取り組むこと。
- (2) 率先して畜産クラスター計画に定められた取組を実践すること。
- (3) 地域へ貢献する意思を有し、当該地域や他の畜産関係者との連携を図ること。
- (4) 将来にわたり、経営が安定的に継続することが見込まれること。

### 4 基金管理団体

畜産・酪農収益力強化総合対策基金事業基金管理団体公募要領（平成 28 年 1 月 18 日付け 27 生畜第 2389 号農林水産省生産局長通知）に基づいて、選定及び採択された民間団体等をいう。

#### (事業の内容)

第3 本事業は、畜産クラスター協議会が実施する中心的な経営体等の施設整備等に対し、助成を行うものとする。

また、本事業の対象となる施設の整備等及び補助率は、別表に掲げるものとする。

なお、本事業においては、「農業用機械施設補助の整理合理化について」（昭和 57 年 4 月 5 日付け 57 予第 401 号農林水産事務次官依命通知）の基準を適用しないものとする。

#### (事業実施主体等)

##### 第4

1 本事業の事業実施主体は、畜産クラスター協議会とする。

2 本事業において、家畜飼養管理施設等の整備を行う取組主体は、畜産クラスター協議会の構成員であって、第2の3に定める中心的な経営体又は、本事業により整備した施設等を中心的な経営体に貸し付ける者であって、知事が別に定めるところによる。

3 また、本事業において畜産クラスター協議会の設立や運営の主体となる者は、特定の団体や事業者に限ることなく、畜産クラスター事業の主旨に沿って適切に事務を行うことができる者が事務局を担うものとする。

協議会の設立、協議会内の連携、畜産クラスター計画の策定等は、協議会の抱える課題の解決や目的達成のため、合理的な根拠に基づき行うこととし、所属する団体その他の理由により、特定の者に対して公平性を欠く取扱いをしてはならない。

このため、畜産クラスター協議会に対する支援は、畜産クラスター計画の実現のために協議会が抱える課題や行動計画の内容、収益向上の効果等を踏まえた優先順位に基づいて行うものとする。

## (事業の実施及び評価)

### 第5

- 1 事業実施主体は、知事が別に定める事業の具体的な手続きにより、事業実施計画の承認申請を行うものとする。
- 2 本事業の事業実施主体は、知事が別に定めるところにより、事業実施計画における目標年度及び成果目標の設定、当該成果目標の達成状況の評価等、適切な事業評価を行うものとする。
- 3 知事は、上記1の事業実施計画について、知事が別に定める基準により総合評価を行うことができるものとする。
- 4 知事が別に定める事業実施計画の重要な変更は、上記1に準じて手続きを行うものとする。
- 5 本事業については、単年度に完了することを原則とする。  
ただし、やむを得ない理由により事業が年度内に完了しない場合、事業実施主体は、速やかに知事に報告し、知事が別に定めるところにより、必要な繰越手続きを行うものとする。

## (事業費の低減及び費用対効果分析)

### 第6

- 1 事業実施主体は、事業実施計画の作成に当たり、知事が別に定めるところにより費用対効果分析を実施し、投資効率等を十分に検討するものとする。
- 2 本事業の実施に当たっては、過剰とみられるような施設等の整備を排除する等、徹底した事業費の低減が図られるよう努めるものとする。

## (助成措置)

### 第7

- 1 県は予算の範囲内において、第5の1の事業実施計画の実施に必要な経費について補助金を交付するものとする。
- 2 補助金の交付を受けた市町村等が事業実施主体に対して補助金を交付する場合には、埼玉県畜産総合対策補助金交付要綱（平成18年4月3日決裁）に準じて、交付する。

## (事業実施状況等の報告)

### 第8

- 1 事業実施主体は、本事業の実施状況等について、知事が別に定めるところにより、知事に報告するものとする。
- 2 1の報告を受けた知事は、当該事業成果報告書の内容を確認・点検し、成果目標又は事業実施後の効果の発現が遅延していると判断した場合は、事業実施主体に対

して必要な措置を講じるものとする。

#### (事業の評価)

##### 第9

- 1 事業実施主体は、知事が別に定めるところにより本事業の事業評価を取りまとめ、知事に報告するものとする。
- 2 1の報告を受けた知事は、その内容について評価を行う。
- 3 知事は、1により報告を受けた事業評価の内容を精査し、必要に応じ知事が別に定めるところにより、事業実施主体に対し指導を行うものとする。

#### (推進指導体制等)

第10 知事は、事業の効果的な運営を図るため、畜産クラスター協議会、市町村及び農業団体等関係機関との密接な連携による推進体制の整備を図り、本事業の実施についての推進指導に当たるものとする。

#### (書類の経由)

第11 本事業に係る書類を知事に提出する場合には、所轄の家畜保健衛生所を経由するものとする。

ただし、市町村の区域を越え、県の区域等を対象とする広域的な事業の場合にあっては、家畜保健衛生所を経由せずに知事に提出できるものとする。

#### (他の施策等との関連)

第12 本事業の実施に当たっては、次に掲げる事項に留意するものとする。

##### 1 家畜共済等の積極的な活用

継続的な効果の発現及び経営の安定を図る観点から、本事業の参加者は、農業災害補償法（昭和22年法律第185号）に基づく家畜共済への積極的な加入に努めるものとする。

##### 2 環境と調和のとれた農業生産活動

事業実施主体は、「環境と調和のとれた農業生産活動規範について」（平成17年3月31日付け16生産第8377号農林水産省生産局長通知）に基づき、原則として、事業実施状況報告書の報告期間中に1回以上、本事業の参加者から、点検シートの提出を受けること等により、環境と調和のとれた農業生産活動が行われるよう努めるものとする。

##### 3 配合飼料価格安定制度への加入促進

本事業における受益者のうち、配合飼料を購入して家畜を飼養する者又は団体（以下「畜産経営者」という。）は、配合飼料価格安定対策事業実施要綱（昭和50年2月13日付け50畜B第302号農林事務次官依命通知）の規定により配合飼料価格安

定基金が定める業務方法書に基づき、配合飼料の価格差補填に関する基本契約及び配合飼料の価格差補填に関する毎年度行われる契約数量の締結を継続するものとする。

また、前年度末時点において配合飼料価格安定基金との契約を締結していない畜産経営者については、配合飼料価格安定基金との契約を締結するよう努めるものとする。

(委任)

第13 本事業の実施につき必要な事項については、この要綱に定めるもののほか、知事が別に定めるところによる。

附 則

この要綱は、平成27年4月28日から施行する。

附 則

- 1 この要綱は、平成28年4月28日から適用する。
- 2 改正前の要綱（平成27年4月28日付け農林部長決裁。以下「前要綱」という。）に基づき補助金の交付を受けた者については、前要綱の規定は、その効力を有する。

附 則

- 1 この要綱は、平成28年12月26日から適用する。
- 2 改正前の要綱（平成28年4月28日付け一部改正。以下「前要綱」という。）に基づき補助金の交付を受けた者については、前要綱の規定は、その効力を有する。

別表（第3関係）

区分	補助率
<p>1 施設等の整備</p> <p>(1) 家畜飼養管理施設</p> <p>(2) 家畜排せつ物処理施設</p> <p>(3) 自給飼料関連施設</p> <p>(4) 畜産物加工及び展示・販売施設</p> <p>(5) (1)～(4)の施設の補改修</p>	<p>事業費の1/2以内</p>
<p>2 家畜の導入（知事が別に定める新規就農者等に貸し付ける場合に限る。）</p>	<p>事業費の1/2以内</p> <p>（ただし、導入する家畜1頭当たりの補助額の上限は、妊娠牛については27.5万円、繁殖に供する雌牛については17.5万円、繁殖に供する雌豚については4万円とする。）</p>